

○大隅肝属広域事務組合障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合条例第4号

(障害程度区分認定審査会の委員の定数)

第1条 大隅肝属広域事務組合障害程度区分認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数は、20人とする。

(委任)

第2条 法令及びこの条例に定めるもののほか、認定審査会の委員の定数に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。